

令和2年 第14回三芳町教育委員会（5月臨時会）会議録

召集年月日	令和2年5月27日（水）			
開会日時	令和2年5月27日（水） 午前10時00分			
閉会日時	令和2年5月27日（水） 午前11時35分			
開催場所	三芳町役場5階 502会議室			
教育長	古川 慶子			
会議を主宰した者の職名・氏名 教育長 古川 慶子				
	職名	氏名	出欠	適用
委員の出席状況	委員 (教育長職務代理者)	池上 善一	出席	
	委員	長野 真寿美	出席	
	委員	鈴木 信之	出席	
	委員	細谷 雄司	出席	
職務のため出席した者の職氏名	教育総務課・施設庶務担当、(書記) 宮本 智明			
説明のため出席した者の職氏名	教育総務課長	中島 弘恵		
	学校教育課長	宇佐見 宏一		
	社会教育課長兼 藤久保公民館長	鈴木 喜久次		
	学校給食センター所長	小沼 保夫		
	図書館長	代田 知子		
	文化財保護課長	柳井 章宏		
その他の出席者の氏名				
会 議 の 大 要				
(日程第1) 開会	開会宣言 (教育長)			
前回会議録の承認	前回会議録は現在調整中のため、次回会議にて承認することになった。			
(日程第2) 教育長の報告	(1) 教育委員学校訪問について (2) 学校再開に向けた準備について			
(日程第3) 議事	議案第34号 社会教育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて			

<p>教育長 社会教育課長</p>	<p>○議案第34号 社会教育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて 社会教育課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。 概要を説明。(社会教育課長→文化財保護課長→図書館長)</p>
<p>委員</p>	<p>【質疑内容】 新型コロナウイルスの解除宣言が出まして、まだまだ予断が許せない状況です。公民館、資料館、図書館も色々と準備が大変だと思います。来館前に体温を測るとというのが周知できているのであれば良いのですが、中には忘れて体温を測って来なかったりする方がいるかもしれません。非接触型の体温計は常備しているのでしょうか。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>公民館におきましては、団体利用が主ですので、今回の教育委員会が終わり次第、ガイドラインを各利用団体の長の方に郵送で発送、又は手渡しして、ご覧いただき、検温を徹底していただきたいと思います。また、委員さんが仰いました非接触型の体温計ですが、以前より注文していますが、品薄状態のためまだ届いておりません。そのため、公民館にあります電子体温計と水銀の体温計が何本かございますので、測って来られなかった方は、消毒の上、検温をしていただこうと考えております。</p>
<p>文化財保護課長</p>	<p>文化財保護課としましては、体温について検温していただくということは今のところしません。しかし、来館者を確認するというで行う予定です。非接触型の体温計は注文していますが、まだ届いていない状況です。健康チェックの時に、熱がないか確認するかたちと思います。</p>
<p>図書館長</p>	<p>図書館については、小さい子が多いため、3月中に発注して今は2台持っています。しかし、通常の入館者に関しては予約の時に体温を測定してくださいとお願いします。また、受付で平熱より上がっていますかと、口頭でのチェックも行います。それでも測って来なかったという方のみ検温を考えております</p>
<p>委員</p>	<p>今の体温の事について少し付け加えたいのですが、ガイドラインが変わりまして、37.5度以上の発熱があった方、平熱よりもプラス1度以上、37.5度にならなくても、平熱より1度以上高い方と変わっていますので、その辺もきちんとガイドラインに記入していただいて、皆さんに周知できるようにしてもらいたいです。また、ボールペンを使用すると思いますが、必ず使用したボールペンは消毒して、来館者や記入される方にお渡しすることになっています。細かい事ですが、最初は厳しくしていただき、きちんと消毒をしていただきたいと思います。</p>
<p>委員 社会教育課長 委員 社会教育課長</p>	<p>主に社会教育関係の施設については、新しい生活様式を基にそれぞれガイドラインを作られていると思います。まず、公民館についてですが、例えば、密接を避けるために、ある程度スポーツやダンス、これに準ずるものは活動しないとありますが、自粛をしていただく活動の一覧やそのようなものを明示して配布した方が分かりやすいと思いますが、そこまでの作成は難しいでしょうか。 具体的なサークル名まで入れてということでしょうか。 公民館の室内で行う、自粛する事業です。 ガイドラインの中で密接の部分にあります、スポーツ、ダンス及びこれに準ずる活動。カラオケ、合唱及びこれに準ずる活動ということで載っていますが、あとは個別対応になります。予約する時にできませんなど、その様な対応になると思います。実際、そのような問い合わせがございます。</p>

委員	健康チェック表に名前と連絡先を記入することで、仮に感染が出た場合、その経路というのはここで辿ることが出来ると思いますが、団体の方に参加者名簿のようなものを提出してくださいという依頼をする予定はございますか。
社会教育課長	一回の会合ごとにとということでしょうか。
委員	はい。
社会教育課長	一回の会合ごとに、健康チェック表に全員の名前を記入してもらおうので、こちらが参加者名簿になります。
委員	中央公民館等で自習している学生がいますが、エントランス等を制限するというので、そこは使えないという判断でしょうか。
社会教育課長	委員さんが仰る通りでございます。ロビーの机、椅子等を撤去してしまうため、予約された方のみで、不特定の方、自習などは当面控えていただくようになります。
委員	公民館の予約についてのことですが、公民館に登録してある団体は、活動が分かる団体ですが、そういう団体が実際は活動していなくても、打ち合わせや会議などで予約をすることがあると思います。電話予約ということなので、そこで活動内容なども確認するというのでしょうか。
社会教育課長	委員さんが仰る通りでございます。例えば、カラオケの団体であっても、総会に使用し、カラオケには使用しないということであれば、許可をせざる得ないと考えております。それは、制限人数を守ったうえでのことです。
委員	藤久保公民館に印刷室があると思いますが、そちらの印刷室の使用はどうなっていますか。
社会教育課長	印刷室に限りましては、特例で休館中も各区の書面会議等で、どうしても必要な場合は許可しています。ただし、その場合につきましても最少人数で必然性がある場合のみ許可しております。
委員	図書館についてですが、名前を公表せずに借りれる権利というのがあるということで勉強になりました。これまでに無い未経験のところがあり、入れ替え制や換気消毒もそうですし、72時間以上は本の貸出をしないなど、色々な制約があるかと思えます。その想定しないところの苦労もあるかと思えますが、よろしく願いいたします。
委員	図書館ではお子さんが来られるため、飛沫感染シートを付けることにより、お子さんが面白がってシートをくぐることもあると思いますので、その辺も気を付けてください。また、マスクをしてても飛ぶことはあるため、そういった事も気を付けて、ただシートを設置しているから安全ではなく、その辺も気にしていただけると助かります。感染しないために消毒作業など、本当に大変だと思います。今まで以上に3倍、4倍と大変だと思いますが、最初は厳しくしていただいて、徐々に緩めていくようなかたちで、徹底的にやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
委員	各施設にお伺いしますが、消毒液について公民館では次亜塩素酸ナトリウムと記載がありますが、それぞれどのような消毒液を使用するのか。市販の物なのか自家製の物なのか、それについてお伺いします。
社会教育課長	次亜塩素酸ナトリウムにつきましては、手などの消毒よりも机や各備品、ボールペンといったものを消毒するものであります。若干、手など肌の荒れが考えられますので、公民館ではビニール手袋など使い捨ての物を各部屋に常備しようと考えております。入手先は健康増進課で用意していただいた、18ℓの缶が現在ございますので、それをポンプに詰めて各部屋に設置しようと思えます。また、入口にはアルコールの消毒を置いてありますので、それは各自注意して消毒していただこうと思えます。アルコールにつきましても健康増進課からいただけますが、足りなくなれば公民館で調整しようと考えております。

文化財保護課長	入口につきましては、アルコール消毒ということで用意をさせていただきますが、量があまりないため、文化財保護課で購入するか健康増進課からいただくか調整するところです。また、ドアノブや入口等の消毒は次亜塩素酸ナトリウム系統のものを、自作で用意するしかないと思っております。
図書館長	現在も行っておりますが、入口のアルコールは健康増進課で用意していただき、足りなくなれば図書館で購入するしかないと考えております。館内の消毒も現在行っておりますが、それは次亜塩素酸ナトリウムのものを自作したものを使用し、拭いた後はポリ袋に入れて捨てるなど、ガイドンスを作成して行っております。 《採決の結果、議案第34号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》
(日程第4) 協議事項	(1) 学校再開について (2) 学校訪問(前期)について
(日程第5)その他	(1) 令和2年度一般会計補正予算(第3号)の一部修正事項の報告について (2) 三芳町立小中学校の新型コロナウイルス感染症に対応した学校教育活動安全対策(ガイドライン)の一部修正事項の報告について (3) 学校給食再開に向けての安全対策について
(日程第6)閉会	閉会宣言(教育長)
事 務 連 絡	
	なし
閉会時間 午前11時35分	